

37

共
(8)

19年12月17日
一葉917

航空
航空
航空

有原付物
(原付物主任係者)
航空
(軍事公用)

局長

課長

係長

三葉

一葉

結了

香港占領地に於ける郵便貯金業務
創設に関する件

出案

通信院貯金保険局貯金業務課

時 田 第一業務係長

香港占領地總督部交通部

矢部通信課長 宛

拜復 愈々申清通の段 幸甚

陳者 去る十月十二日附貴翰 拜誦 今般貴地に

於て郵便貯金業務を実施せらるべき趣決を下大
東亞の経済建設に与り與する所大にして在位者の
便宜亦不尠と期待致る所
扱て歩用亦相成り要綱に依れば本業務の実施は
郵便貯金法其の他の内閣法令の準用に依り在
邦郵便貯金業務の延長として之を為さるるもの
如く採見せられ小處現行法制上の郵便貯金の
運用はすべて大藏省預金部資金運用委員会

に於て之を為すこと、相成居り従て貴地に於て
別個に預金資金の運用を為すの建前を母具き、
且諸般の事情を勘考するときは貴地に於ける
郵便貯金業務は本邦業務と切離し獨立して運
営せらるるを最も適切ならむと被思科り
此の運営方式を採用するときは其方面に
は此の疑義有之左記に之が修正を要すべし
事項等摘記し備考等と致成存り就ては幸に

歩回考を得ば是に幸甚と存り

先は右歩回答迄如斯歩存り 敬具

追而案外上のきき資料として適當のもの

無之不^取敢取、郵便為替貯金法令集、及、是

類郵便貯金制度の解説、各一部同封及送付

尚最近南西方面海軍民政村管内に於て郵便貯

金案外を実施せる處之加關係法令等或は仰

考考の一資料ならやと被恩料為念申請

共ニ

記

一 要綱中修心と要するべき事項

(1) 貯金原簿貯金簿は本字券を獨立して運

送するの建前より又証據書輸送上の勞力資材

及危険の軽減並に取扱手續の簡捷化の見地より

するも之を貴地機関に於て設けらるべきものとす

(2) 資金過剰金の受授に關しては日本銀行便に依

り之を内地資金と一團計控せし貴地會計限

り處、理すべし、必要あり

(1) 取扱の準據法は郵便貯金法其の他の内閣法令とせず之に準ずる内容を有する貴地の特別法令とすべきものなり

二 其の他をきり事項

(6) 規約貯金制度は本部に於ては事務簡素化の爲昭和十八年二月以降之を廢止せるものにして取扱に手数を要するに反し事實上效果乏しく之が

実施は適宜留ならずと思料す

(7) 郵便貯金利率の決定に關しては取扱の對象を異にする爲事務郵便貯金の利率との關係を斟酌せらるる要なきものと思料す

(8) 貯金記号は現行の郵便貯金記号と同一にせらるるを便利ならむやと思料す

(9) 式紙類に關しては近時に於ける資材難及輸送上の危険に鑑み可及的に貴地に於て潤走

せらるるを適切とするに己むを得たる場合敷
 量則に依りては当局に於て賣渡又は委託購
 入の方法を購得するものと思料す

等々ノ一 預金部預金法施行

預金部預金法第二條 郵便貯金として受入レタル現金ハ之ヲ大抵

省預金部ニ預入レ其ノ利子ヲ以テ貯金利

子ノ支拂ニ充ルヘシ

二 第四條 預金部預金法大抵省預金部特別会計

ノ積立金及支拂上ノ餘額金ハ之ヲ預金部

資金トシ預金部基金金運用委員会ニ諮問

シ有利且確實ナル方法ヲ以テ國庫永公債ノ利益

ヲ爲ニ之ヲ運用スヘシ (以下略)

二、貯蓄、目標

昭和十八年度ニ於テハ郵便貯蓄令獲得目標ハ夫ノ通トス

セレベス氏政郵管正	五十万角
ホルネ才氏政郵管正	三十万角
セラム氏政郵管正	二十万角
合 計	百万角

三、貯蓄ノ奨励

(1) 管下一般ニ對シ積極的ニ貯蓄ノ奨励ヲ爲シ資金ノ吸收ニ努ム

(2) 予位氏官公使ニ對シテハノ標準ニ依リ義務貯蓄令ヲ実施セシム但
貯蓄通帳ハ金ヲ本人持トシ且ノ持戻ニ付利息ヲ加フ

俸 給 (月 額)	義務貯蓄令
五十角迄	自由
五十一角以上百角迄	俸給ノ五分
百一角以上百五十角迄	一割
百五十一角以上二百角迄	二割
二百一角以上ノ金額ニ對シ	三割

四、管理機関

(1) 郵便貯蓄令ニ於テハ管理局ヲ設ケハ海軍及府県時郵便書替貯蓄令管理
(以下管理局ト稱ス)ニ於テハ行フ

- (2) 管理局ハ夫ノ事務ヲ取扱フ
- (一) 郵便貯蓄令資金ノ管理並ニ運用
 - (二) 郵便貯蓄令預掛高ノ計算及総括
 - (三) 郵便貯蓄令支拂記録書類ノ計算及整理
 - (四) 郵便貯蓄令預入手帳ノ取替
 - (五) 郵便貯蓄令及利息ノ計算並ニ決算

五、取扱機関

- (1) 郵便貯蓄令業務ハ郵便貯蓄令取扱郵便局(以下取扱郵便局ト稱ス)ニ
於テ取扱フ
- (2) 主要地ニ郵便貯蓄令業務取扱郵便局(以下取扱郵便局ト稱ス)ヲ置
キ宜キ區域ニ於テハ郵便貯蓄令業務取扱郵便局ニ於テハ
- (3) 郵便貯蓄令取扱郵便局及郵便貯蓄令業務取扱郵便局ハ民政局長官ノ指
定スル所ニ依リ
- (4) 前項ノ指定郵便局ハ民政府總監ニ報告ト同時ニ各民政局長官ニ相
互報告ノ下

六、資金ノ支拂法ニ運用

(1) 資金ノ支拂

郵便貯蓄ニ於テ郵便貯蓄通帳ニ依リ起金ヲ生じタルトモ、取渡郵便局ニ於テ預金ノ所屬取振郵便局ノ合ト共ニ南方開港金庫ニ拂込リ高シ不毛金ヲ生じタルトモ、取振郵便局ニ取渡郵便局ヨリ、取渡郵便局ニ南方開港金庫ヨリ資金ヲ拂出シ支拂シ其ノ取振手帳ニ郵便貯蓄金ノ取金額金支拂事務規程ニ依ル

(2) 資金ノ運用

(一) 郵便貯蓄資金ニ本府管下ニ於ケル資源ノ用充テ利便又ニ平民文化ノ向上ニ福利ノ増進等公共公益施設ニ重シク適シテ運用ス

(二) 前項ノ資金ニ郵便貯蓄資金運用規程ニ依リ南方開港金庫ノ別段運用トシテ之ヲ運用ス

郵便貯蓄資金ノ管理
郵便貯蓄資金運用規程ノ定ムル郵便貯蓄金ノ支拂等ヲ管理スル為メ軍民政會計規程第七條ニ依リ「郵便貯蓄資金管理特別会計規程」ノ通郵便貯蓄資金管理特別会計ヲ設置ス

八、旧南洋郵便貯蓄銀行取振ニ係ル郵便貯蓄金ノ取理

(1) 拂戻ヲ為スベキ旧南洋郵便貯蓄銀行取振ニ係ル郵便貯蓄金ハ以下ノ諸金ト

梅スルノ範圍ニ在リ在リ南洋南洋ノ居住者ニシテ日本人モ亦ニ該金ニ取方ニ協力スルモノ、個人名義ノモノトス

インドネシア人

華僑

同盟國人及中立國人

其ノ他東亞民族

(2) 旧貯蓄手帳ニ付テ旧貯蓄金通帳ニ記入済ノモノニ限リ之ヲ為ス

(一) 民政部長官ニ別紙第六旧南洋郵便貯蓄銀行取振ニ係ル郵便貯蓄金拂戻ニ付テ民政部長官ニ別紙第六旧南洋郵便貯蓄銀行取振ニ係ル郵便貯蓄金通帳ニ記入済ノモノニ限リ之ヲ為ス

官署ヨリ分テ旧貯蓄通帳ニ提出スルノ手帳ニ係ルモノハ、旧貯蓄金ニ付テハ、拂戻承認額ヲ旧貯蓄通帳金額ニ照シテ承認スルモノトシ、大日本帝國海軍承認シ、文字ニ年月日ヲ記入シ、民政部長官印ヲ押捺ス

(二) 民政部長官ニ別紙第六旧南洋郵便貯蓄銀行取振ニ係ル郵便貯蓄金通帳ニ記入済ノモノニ限リ之ヲ為ス

(三) 民政部長官ニ別紙第六旧南洋郵便貯蓄銀行取振ニ係ル郵便貯蓄金通帳ニ記入済ノモノニ限リ之ヲ為ス

(四) 民政部長官ヨリ拂戻承認ヲ與ヘタル旧貯蓄金ノ額入郵便局ニ於テ本年及未迄ニ民政部長官ニ別紙第六旧南洋郵便貯蓄銀行取振ニ係ル郵便貯蓄金通帳ニ記入済ノモノニ限リ之ヲ為ス

手續ヲ為ス

(四) 前項ノ手續ハ本年ノ夏季迄ノ整理期間トシテ總令ハ昭和十八年三月三十一日ニ施行
アリタルト看做ス

(六) 新野令ニ對スル通牒者ヨリ各氏及部名ヲ先取名ヲ以テ冠シ取應郵便局毎
ニ第一ヨリヨリ始ム

新野令ニ但テハ之レハ旧野令ニ對シテハ旧野令通牒者ヨリヲ新通牒者ヨリニ行ヒ
記入シテ通牒スモノトス

(二) 旧野令ノ拂戻

新野令ニ阻害ヘタル旧野令ハ昭和十九年四月ヨリ三月拂戻ヲ開始ス

(四) 旧野令拂戻資金繰入

セシメズ本邦ノ才民務部及會計ヨリ郵便野令資金管理特別會計ヘ旧野令
拂戻資金繰入ハ昭和十九年三月三十一日迄ニ實施スルハ民政會計規程第三十五條ニ依
リ處理スルモノトス

(別紙七部添)

軍送付先 第一南遣艦隊本部長

海軍省兵備局長

海軍省經理局長

海軍省南方政務部長

第一海軍經理部長

別紙 第一

官房簡撥密第一三七〇ノ二

昭和十八年四月十二日

海軍大臣

民政府撥密第一三七〇ノ二依ル郵便野令事業新實施ニ于テハ件認許ノ但シ

民政府通信課ニ於テハ郵便野令監理事務ハ民政府臨時郵便書寫野令

管理局ニ於テ取扱フモノトス

軍送付先

第一南遣艦隊司令長官

(終)

別紙 第二

民政府令第一七號

昭和十八年七月十九日

南西方面海軍民政府庶務代理
海軍司令官 東 龍太郎

郵便貯金令九ノ通定ム

郵便貯金令

第一条 郵便貯金ハ南西方面海軍民政府之ヲ管掌ス

第二条 郵便貯金ノ預入及拂戻ハ郵便貯金通帳ニ依リ特殊ノ拂戻證書ニ依リ之ヲ爲ス

前項ノ拂戻證書ハ有効期間ハ該書発行ノ日ヨリ百二十日トス

第三条 郵便貯金一底ノ預入額ハ二十五仙以上トス

第四条 郵便貯金ニ附スベキ利子ノ割合ハ凡ノ通トス

三年百道

年二分四厘

三年百道

年一分五厘

五年百道

利子ヲ附セズ

第五条 利子ハ元金百単位ニ付之ヲ附ス

第六条 利子計算ノ場合ハ未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第七条 郵便貯金預入及引去日ハ之ヲ利子計算期ニ算入セズ

第八条 貯金ノ利子ハ毎年三月三十一日ヲ期トシ之ヲ元金ニ加ヘ其ノ総額

ニ對シ元金ノ翌月ヨリ更ニ利子ヲ附ス

第九条 五年間郵便貯金ノ預入又ハ拂戻ナク且利子記入又ハ控戻ノ

爲ニスル通帳ハ提出ナキ場合ニ於テハ爾後該貯金ニ對シテハ利

子ヲ附セズ

前項ノ郵便貯金ニ對シ爾後預入又ハ拂戻ノ請求アリタル場合ハ預

入又ハ拂戻ノ翌月ヨリ利子ヲ附ス

第十条 三十年間郵便貯金ノ預入又ハ拂去ナク且利子記入又ハ控戻

ノ爲ニスル通帳ハ提出ナキ場合ニ於テハ其ノ郵便貯金ハ國庫ノ所

有ニ歸ス

郵便貯金拂去ニ付スル證書ハ有効期間滿了ノ日ヨリ三年間再度該

書交付又ハ拂去令戻入ノ請求ナキ場合ニ於テハ其ノ拂去金ハ國庫

ノ所有ニ歸ス

治 則

本令ハ昭和十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

別紙 第三

民政府令第一八号

昭和十八年七月十九日

南西方面海軍民政府総監代理
海軍司政長官 東 龍太郎

郵便貯金資金運用規程七ノ通定

郵便貯金資金運用規程

第一章 郵便貯金資金の南方用資金庫に於ては支金庫（以下南方
資金庫ト稱ス）ニ別段預金トシテ預入ス但シ郵便貯金掛戻準備
金必要ナル金額ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 本規程ニ於テ郵便貯金資金トハ左ノ指ノルモノヲ謂フ
- 一 郵便貯金預入金
- 二 郵便貯金資金管理特別会計積立金

第二章 民政府以外郵便寄附金管理局長ハ郵便貯金預入金中掛
戻金ハ必要ナル金額ヲ除キ餘額ヲ南方用資金庫管理局勘定ニ
別段預金ニ振替處理セラルベシ

第三章 本別段預金ニ屬スル資金ハ以下別段預金資金ト稱スル本
府管下ニ於ケル資源ノ開発及利用又ハ平民文化ノ向上並ニ福利
増進等公益公共施設ニ重要ノ遣キニテ運用ス

第四章 南方用資金庫ハ本別段預金ニ對シ民政府総監ニ定ムル訓令
ニ依リ利子ヲ附スルベシ

第五章 南方用資金庫別段預金ヲ運用セントスルトキハ民政府総監
ノ承認ヲ受クベシ

第六章 南方用資金庫ハ毎年三月士現在ヲ以テ別段預金資金ノ運用
状況ヲ民政府総監ニ報告スルベシ

附則

旧南洋政府廳取扱ニ係ル郵便貯金掛戻金ハ郵便貯金資金管理特別会計
ノ受入レタル金額ニ付テハ第一章第一項及第二章ノ規定ニ依リ南方
用資金庫ノ別段預金ト爲スルベシ
本規程ハ昭和十八年十月一日ヨリ施行ス

(終)

別紙

第四

民政府令第一九號

昭和十八年七月十九日

南西方面海軍民政府代理
海軍司政長官 東 龍太郎

郵便貯金資金管理特別会計規程九ノ通定ム

郵便貯金資金管理特別会計規程

第一条 海軍民政府会計規程第七章ニ依リ郵便貯金資金管理特別会計ヲ設置シ其ノ収入ヲ以テ其ノ支出ニ充テ

第二条 本特別会計ハ民政府所屬トス

第三条 本特別会計ニ於テハ郵便貯金資金運用利殖金及附屬雑収入

ヲ以テ其ノ収入トシ郵便貯金ノ利子、毎年及豫算、定ムル所ニ依リ他ノ民政府会計ノ繰入金及附屬諸費ヲ以テ其ノ支出トス

第四条 本特別会計ニ於テ決算上生ジタル過剩ハ之ヲ積立フ

第五条 本特別会計ニ於テ決算上生ジタル不足ハ積立金ヲ以テ補正ス

第六条 民政府總監ハ毎年本特別会計ノ収入及支出豫算ヲ編成シ

序ヲ至テ海軍大臣ニ提出シ認許ヲ受フ

第七条 郵便貯金資金ノ範圍及運用ニ于スル事項並ニ本特別会計ノ施行ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則

旧南西方面海軍民政府(以下旧貯金ト稱ス)拂戻、事必要ナルトハ、
ハ第三章ノ規定ニ拘ラズ旧貯金拂戻資金受入額ヲ本特別会計ノ収入トシ旧
貯金拂戻額ノ見、支出トスルニトシテ
本規定ハ昭和十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(終)

別紙 第五

民政府達来大強

郵便省督野金現金支拂事務規程七、通定ム

昭和十八年七月十九日

南西方面在軍民政府後送代理
海軍司政長官 車 龍太郎

郵便省督野金現金支拂事務規程

第一章 總則

第一条 郵便省督野金及各省郵便野金預入金ハ民政府後送代理ニシテ管理ス

第二条 郵便省督野金預入金ハ各省郵便野金預入金ハ第四条ノ定ムル所ニ依

リテ之ヲ民政府ニ回贈スベシ
但シ支拂ノ支拂ニ必要ナル金額ニ付テハ該郵便省督野金ニ回贈スベシ

第三条 郵便省督野金ニ於ケル郵便省督野金及各省郵便野金支拂金ハ交互に之ヲ

以テ之ガ支拂ヲ爲シ其ノ現金ハ一回トシテ取扱フベシ

第四章 郵便省署ニ於テ現金ニ掛合ヲ生ジタルトキ又ハ不足ヲ生ジ

タルトキハ左ノ順序ニ依リ處理スベシ
一 補助郵便局ニ於テ現金ニ掛合ヲ生ジタルトキ又ハ不足ヲ生ジ

タルトキハ所屬郵便局ニ付郵便省督野金支拂金送付(請求)

書ハ附屬第一様式ニシテ之ガ受取ヲ爲スベシ

二 取纏郵便局ニ於テ現金ニ掛合ヲ生ジタルトキハ郵便省督野金支拂金

拂込書(附屬第二様式)ヲ以テ所屬南方同業金庫又ハ其ノ出張所

(以下南方同業金庫ト稱ス)ヲ由リ南方同業金庫セレバ支金庫(

以下セレバ支金庫ト稱ス)ニ付寄ノ為拂込ムベシ

三 南方同業金庫前降ニ依リ取纏郵便局ヨリ現金ノ拂込ヲ受ケタ

ルトキハ郵便省督野金支拂金領收証書(附屬第三様式)ヲ由リ該

郵便局長ニ交付スルト共ニセシヘス支金庫ニ現金ノ付寄(貸記

シ)ヲ爲スベシ

四 取纏郵便局長前降ノ領收証書ヲ受ケタルトキハ三ヲ民政府野

金支拂省督野金管理局(以下管理局ト稱ス)ニ送付スベシ

五 管理局前降ノ領收証書ヲ取纏メセレバ支金庫ニ掛合ニシテ

外幣ニ管理局勤定ニ拂込ノ手續ヲ爲サシムベシ

六 取纏郵便局ニ於テ現金不足ヲ生ジタルトキハ該郵便局長

ハ郵便省督野金支拂請求及領收証書(附屬第四様式)ヲ以テ所在

南方同発金庫ヨリ資金ノ交付ヲ受クルト共ニ郵便為替野合資金領
收通通知書(附房第五様式)ヲ管理局ニ送付スベシ

七 南方同発金庫前号ニ依リ取纏郵便局ニ郵便為替野合資金ノ交付
ヲ為シタルトキハセレバ支金庫ニ送付スベシ(備記)ノ為スト共ニ
高該郵便局長ヨリ送領セル郵便為替野合資金請求及領収証書ヲセシ
バ支金庫ニ送付スベシ

八 セレバ支金庫ニ各地方同発金庫ヨリ送付ノ受ケタル郵便為
替野合資金請求及領収証書ヲ取纏ノ管理局勘定ヨリ辨出ノ手續
高シ因係書類ヲ管理局ニ送付スベシ

九 南方同発金庫所在セザル地ニ在ル取纏郵便局ニ於テハ過超額一
百ヲ超エタル場合ハ過超額五百百ニ達シタル都度最寄南方同発金庫
又ハセレバ支金庫ニ辨出ヲ為トベシ

一 取纏郵便局ノ現金取扱ノ相手方ガセレバ支金庫ナルトキハ
金ノ付着ヲ為サズ直ニ管理局勘定ニ付送付ノ手續ヲ為スベシ

第二章 報告

十五 郵便官署ハ左ノ順序ニ依リ郵便為替及郵便野合ノ受付高
管理局ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テ本府管区相互間郵便為替ト本府管区シヤワ間郵
便為替ハ別口ニ整理スベシ

- 一 補助郵便局ハ郵便為替及郵便野合受付高ヲ精算シ補助郵便局
金銭出納明細報告書(既定書式)ニ掲載シ受付明細票(既定書
式)及拂着為替証書ヲ添付シ之ヲ取纏郵便局ニ送付スベシ
- 二 取纏郵便局ハ自局及所屬補助郵便局ニ於テハ郵便為替及郵便
野合受付高ヲ精算シ受付明細票ヲ作製ト共ニ補助郵便局受付明
細票及拂着為替証書添付シ管理局ニ送付スベシ
- 三 取纏郵便局ハ毎月末ニ於テ郵便為替野合受付月報(附房第六
様式)ヲ調製シ之ヲ管理局ニ送付スベシ

第三章 事務處理

七 管理局ハ第五章ノ報告ニ依リ郵便為替及郵便野合現金受付
高ヲ逐次精算シ同局出納官吏ヲシテセレバ支金庫ニ送付スベシ

八 郵便為替及郵便野合受付振書類ハ取纏郵便局ニ於テ取扱
ノ直ニ及計算ノ正否ヲ検査ノ最速依リ以テ管理局ニ送付スベシ

九 管理局前号ニ依リ郵便為替及郵便野合受付振書類ノ送付
受ケタルトキハ之ヲ監査シ左ノ處理ヲ為スベシ

一 シヤワ振出ノ郵便為替ニ付テハ一月分ヲ取纏ノ月次計算書ニ

拂渡所郵便局事務ヲ「バンドン通信総局」ニ送付シ管内郵便局
者ニ付テハ拂出局別ニ之ノ整理保存スベシ

二 郵便貯金ニ付テハ計算手帳整理ハ郵便貯金原簿ニ送付高ヲ登記ス
ベシ

第四章 出納官吏

第十條 郵便局長及郵便貯金ニ付スル現金ノ受拂ハ現金出納官吏之
ヲ為スベシ

第十一條 郵便局長及郵便貯金ニ付スル現金出納官吏ヲ夫ノ通トス
主任出納官吏 管理局長
分任出納官吏 郵便署長ニ於ケル会計事務ニ従事スル日本人書記

出納 員 分任出納官吏在ラザル郵便署ノ長

第十二條 現金出納官吏ハ一報ノ規定ニ基キ其ノ所掌ニ属スル現金
ノ出納ヲ限ニスベシ

第五章 検査及記帳

第十三條 主任出納官吏ハ毎年度経過後三月以内ニ分任出納官吏及
出納員ハ一月以内ニ其ノ所掌ニ属スル現金出納計算書ヲ調製シ記
憑書類ヲ添ヘ分任出納官吏及出納員ニ主任出納官吏經由会計監督
ノ所掌ニ付ニ從ヒ特設海軍監理部長ニ提出スベシ

前項ニ依ル出納計算ノ検査及責任解除ニ付テハ民政会計規程第
三十七條及第三十八條ニ依ル

別紙 才六

民政部連第七号

郵便貯金管理特別會計規程事務手續左、通定ム

昭和十八年七月十九日

南西方面海軍民政部總監代理
海軍司政官 東 龍太郎

郵便貯金管理特別會計規程事務手續

第一章 總算及決算

第一條 南西方面海軍民政部臨時郵便貯金管理局長
(以下管理局長ト稱ス)ハ翌年度收入支出ノ豫定計算書
ヲ調製シ毎年十二月末日迄ハ民政部總監ニ提出スベシ

前項ノ豫定計算書ハ前年度ノ收支計算表及貸借対
照表ヲ添付スベシ

第二條 本特別會計ノ收入及支出科目ハ別表ノ通トス

第三條 管理局長ハ收入及支出決定計算書ヲ調製シ年度
終過後ニ三月以内ニ民政部總監ニ提出スベシ

第二章 收入支出

第四條 毎年度ニ於ケル收入額ヨリ支出額ヲ控除シ剩餘
アルトキハ之ヲ積立金ニ組入ルヘシ

第五條 毎年度ニ於テ收入額ガ支出額ニ對シ不足アルトキハ
積立金ヨリ補足スベシ

第三章 記帳

第六條 管理局長ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ郵便
貯金資金ノ支拂及運用ニ本會計ニ關スル一切ノ計算
ヲ登記スベシ

第七條 管理局長ハ收入簿ヲ備ヘ收入豫算額及收入額ヲ
登記スベシ

第八條 管理局長ハ支出簿ヲ備ヘ支出ノ豫算額、支出額
翌年度繰越額及殘額ヲ登記スベシ

第九條 管理局長ハ毎月末ニ於テハ收支計算表及貸借対
照表ヲ調製スベシ

第四章 現金出納官吏

第十條 本特別會計ニ屬スル收入及支出ノ現金出納官吏
ヲ左ノ通トス

- 主任出納官吏 管理局長
- 主任出納官吏 郵便官署ニ於ケル會計事務ニ従事スル日本人書記
- 出納員 分任出納官吏在ラサル郵便官署ノ長

(終)

郵便貯金資金管理特別會計收入及支出科目表

科	款	項	目	節	備
	本資金管理 收入	資金運用 利殖金	南方開發金 特別救護 金利息		
	雑收入		貯金没入金		
	郵便貯金 資金没入金				

備 考

支出

科	款	項	目	節	備
	本資金管理 費	郵便貯金 利子			
	雑費	民放会計 繰入金			
	郵便貯金 没入金				
					事務取扱費トシテ繰入 ヲ為ス

備 考

裏面白紙

別紙才七

民政科告示第一九号
昭和十八年七月十九日

南洋方面海軍民政科總監代理
海軍司政長官 東 龍太郎

南洋印郵便貯金銀行取扱ニ係ル郵便貯金ニ對シ大日本帝國
政府ハ之ガ拂戻ヲ實施スベキニ付預金者ハ昭和十八年十二月
末日迄ニ所轄民政科長官ノ指示スルトコロニ從ヒ預入郵便
局ヲ介シ當局ノ承認ヲ受クベシ前項ニ依リ拂戻ノ承認ヲ
得ルハ全額ニ付テハ昭和十九年三月三十一日ヨリ之ヲ海軍民
政科總監ノ管理スル大日本帝國郵便貯金預入金トシテ
取扱フ

第一種様式
Form. 1.

郵便貯蓄金貸付請求書

Soetal pengiriman wang posirawal dan tabungan post.
perumahan

第 弐 号
nomor

金額
Banyaknya wang
dengan angka
dan huruf

f----- (-----)

上記金額送付候也

Dengan ini dihirimkan wang sebanyak yang tersebut diatas.

昭和 年 月 日
Tanggal

補助郵便局長
Kepala Kantor Pos Pembantu.

取纏郵便局長殿

Kepada
Kepala Kantor Pos Pemerintahan
di

金額別記入欄
立会者署名欄
Banyaknya dan namanya
wang yang dihirimkan :

Tanda Tangan penarik,

f----- f
f----- f
f----- f
f----- f
f----- f
f----- f
f----- f

合計

Djumlah ----- f

第二種様式

Form. 2.

郵便為替貯蓄資金拂込書

Social projecten wahal pamiissel dan tabungan pos.

年
nomor

金額
Banyaknya wang
dengan angka
dan huruf

f ----- (-----)

上記金額郵便為替貯蓄金管理司へ振替拂込相成建候
Dengan hormat saja minta djemlah wang
yang tersebut diatas dimarsalahkan kedalam
perhitungannya wang, kesoerajaan himaifur
Rinji Yubin Kawase katjokin kamri Kjoeken di
- Inahassar.

昭和 年 月 日
Tanggal

取
Kepala Kantor Pos Pameriksaan

南方尙卷金庫御中
Kepada
Bangpo Kaihatwa Kinkor

裏面白紙

第三様式

Form. 3.

郵便為替貯金資金領收証書
Socet penarikan modal posrisal dan tabungannya.

第 號

nomor

金 類

Banjalinja wang
dengan angka dan
huruf

----- (-----)

此之郵便為替貯金資金押込書第 號分

ini wang yang dicatat dengan surat form nomor -----

上記金額郵便為替貯金管理司へ振替提出為領收候也

Mengakoe soedah terima jumlah wang yang tersebut
diatas, ventoké dimasokkan kedalam perhitungan wang
kepoenjaan Minisiter Rindji Yuhin Kawase Djohim Kanni
Kjotek di - Makassar.

昭和 年 月 日

Tanggal -----

南才用券金庫

Kanpo Kaikatsue Kimbo

取纏郵便局本殿

Kepada

Kepala Kantor Pos Pemerintah
di

第四種様式
Form. 4.

郵便貯蓄貯金請求及領收書
Soerst permintaan modal perisial dan keberangan pas.
penyerahan

第 冊
nomor

金額
Banyaknya wang
dengan angka
dan hoerwef

f ----- (-----)

上記金額領收候也
yang bertanda tangan dibawah ini mengahar
Telah menerima djoembalah wang yang ter-
sebel di atas.

昭和 年 月 日

Tanggal -----

取纏郵便局長
Kepala Kantor Pos Pemerintahan.

南方開榮金庫 御中

Kepada
Nampo Kaikatawe Kimbo
di -----

第五号様式

Form. 5.

郵便為替貯金資金領收済通知書
Soerat pemberi tabuan renting penerimaan wang modal posmisiak dan taboangan pos dari kampo Kaikatoe Kinko.

第 号

nomor

金 額

Banyaknya wang dengan angka dan hoeroef

f ----- (-----)

上記金額郵便為替貯金支拂基金ト、(ト、ト)南方開港金庫(ト) 受領仕り候

Telah menerima dari kampo Kaikatoe kinko, wang sebanyak yang tersebut diatas, untuk pem-bayaran posmisiak dan taboangan pos.

昭和 年 月 日

Janggal

取 締 郵 便 局 長
Kepala Kantor Pos Pameriksaan

郵便為替貯金管理局長 殿

Kepada

Minsaeifu Rindji Yubin

Kawase Tjokin Kanni

Kjokhu di

Makassar

第六号様式
Form. 6.
局名 (nama kantor)

郵便為替貯金受拂月報
Perhitungan Poswissel dan Tabungan Pos Kantor Pameriksaan

昭和 年 月 分
Sjawa --- Tahun --- Bulan ---

月日 Tanggal	受部 Penerimaan					拂部 Pengeluaran					越高 Sisa
	越高 Sisa Kemb (1)	南港入金 Dari hamp ke Kaihats Kimb (1)	補助局入金 Dari Kantor Pembant (1)	為替貯金 Poswissel 管内 Daerah Djawa Minsai- fu	貯金 Tabun- gan Pos	計 Djoemlah	南港拂込 Kepada hamp Kaihats Kimb (2)	補助局送金 Kepada Kantor Pembant (2)	為替貯金 Poswissel 管内 Daerah Djawa Minsai- fu	貯金 Tabun- gan Pos	
合計 Djoemlah se-bulan											

記入注意
1. 受部 (1) 南港入金欄 = 郵便為替貯金資金に於て
南港開港金庫に受入る金額を記入す
(2) 補助局入金欄 = 所屬補助局に於て受
入金を記入す
2. 拂部 (1) 南港拂込欄 = 南港開港金庫迄郵便為替
貯金資金過剰金拂込額を記入す
(2) 補助局送金欄 = 郵便為替貯金資金に於
て所屬補助局に送金の金額を記入す

Keterangan
1. Penerimaan dari hampokaihatsue Kimbo.
Pantjar yang dikembalikan oleh Kantor Pembantoe.
2. Setoran kepada hampokaihatsue Kimbo.
Pantjar yang di berikan kepada Kantor Pembantoe.

昭和 年 月 日
局長署名 同氏名
Kepala Kantor Pos Nama terang

裏面白紙

裏面白紙

陸軍

昭和十九年十月十二日

香港占領地總督部交通部次郎通信課長

貯金局第一法規係長殿

拝啓時下秋冷之候益々御清穆之候奉賀候

陳者當地郵便為替事業に關しては事業開始以來多大の御配慮を賜り御蔭を以て順調な業務の運行を致し居候段厚く御禮申上候

又、當地に於ても大要左記に依り郵便貯金業務を安易施設度考居候に付貴見承り度尚貯金業務上の多々資料御惠送賜り度併而御願申上候

記

取扱郵便局

香港郵便局及九龍郵便局

陸軍

取扱郵便貯金種類

普通貯金

特別貯金中規約貯金及据置貯金

定額貯金

其の他は一時見合すこと

郵便貯金利子

當地に於ける銀行(横浜正金銀行、台湾銀行各支店)

利子は十月一日以降左記の通利上げしたるを以て之との間

隔を覗み合せて四分乃至四分三厘程度に致度考居るも

此の場合在香港野戦郵便局並に海軍々用取扱所の取

扱に居る現行利率は内地同様なるを以て此の上矣と如

何にすもやも考慮の要ありと思料す

在香港銀行利子

一定期預金

年利四分五厘(三分五厘)

利率

裏面白紙

陸軍

二 特別當座預金	百円三付日歩七厘(五厘)
三 通知預金	同
四 普通貯金	同
五 据置貯金	年利四分五厘(三分五厘)
六 貯金高最高額制限	<p>一 定額貯金は同規則に於ては最高五百圓なるも當地の貨幣 價值を檢討する時十圓を適當とすべく其の取扱段階 も二十円、五十円、百円、二百円、三百円、五百円を百円、三百円、 五百円及十円とすものと</p> <p>二 其の他は最高額を一萬圓とすものと</p>
七 貯金預入種類	<p>通常預入のみとすること</p> <p>証券購入、保管及賣却は當分行はかたこと</p> <p>貯金原簿所管廳</p>

陸軍

當管内郵便局の貯金原簿所管廳は之を貯金局又は下関貯金支局とするを妥當とするべきも交通關係よりするときは台湾を適當とするべし。總督部交通部は取扱郵便局に對する直接監理事務を行ふ。

8 貯金通帳記録

貴局と協定の上決定する事と

9 資金週起金の受換

郵便為替に於けると同様香港九龍兩郵便局と日銀香港代理店間に日本銀行便を設くる事と

10 使用貨幣

單票に限らざると

11 預金資金の運用

香港總督部内に預金資金運用委員會を設立し預金資金の運用に最善の方法を講ずる事と

裏面白紙

陸軍

ハ式紙類の調達

郵便貯金に使用の帳簿用紙及印章類其の他の物品は
貯金局より委託購入の方法により調達するも但し貯金通帳
以外のものは第二号目よりは現地調達とす

13 取扱の準據法

郵便貯金法 郵便貯金規則 及 同 取扱規程 定額郵便貯金規則
郵便貯金利率令

14 利用範圍

日本人 中國人 第三國人